



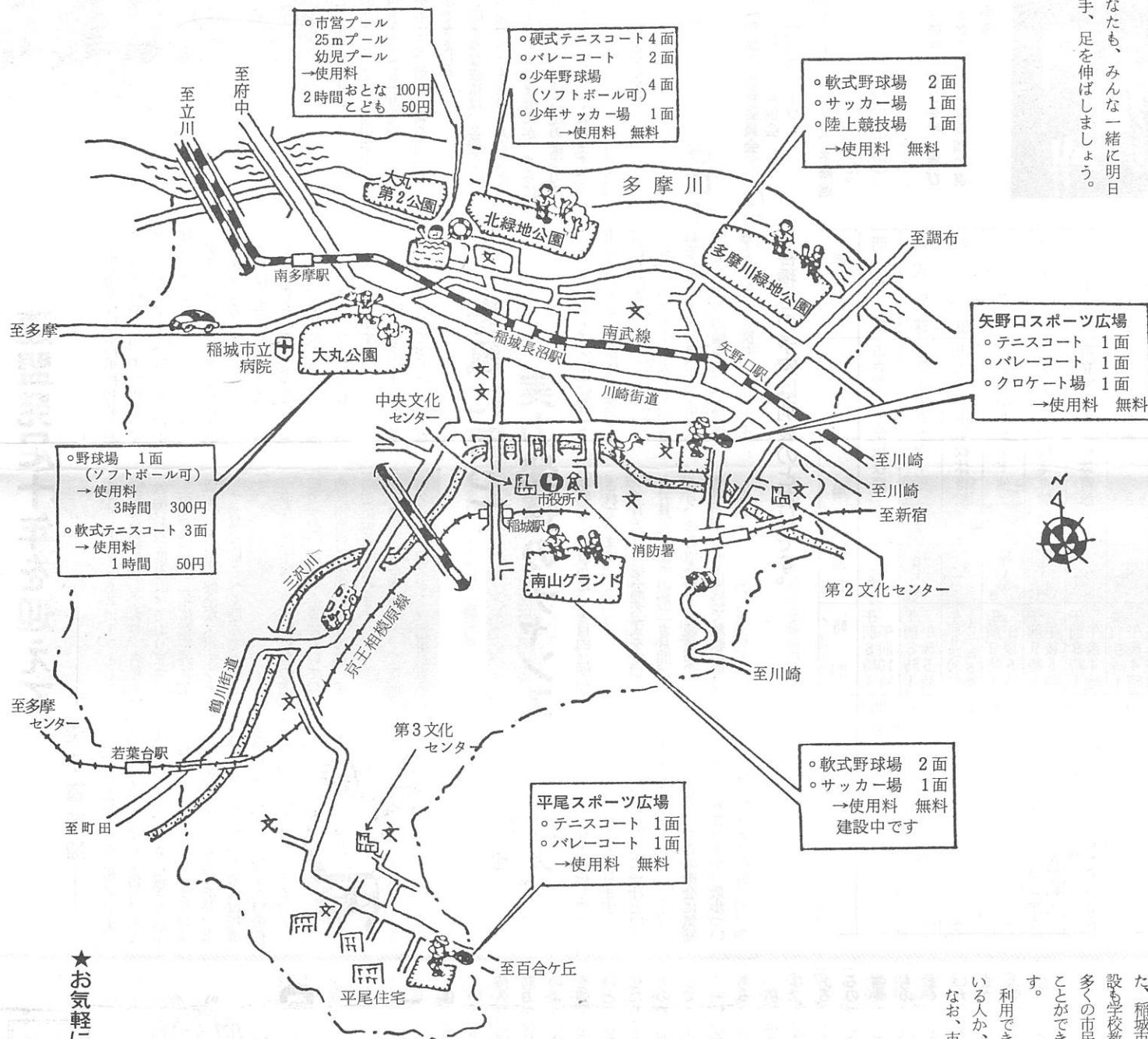
# 林錦齋詩集

発行 稲城市体育協会  
電話 0423(78)2111  
内線(620)  
編集 稲城市体育協会  
広報委員会  
発行 昭和58年3月1日  
年月日

第 12 号

# レッツ・スポーツ'83

みんな一緒に手足をのばそう



「つぎのことを守りましょう」

1. 使用責任者を明確にしておいてください。
  2. 使用許可書発行後、取り消しをする場合は、速かに教育委員会社会教育課へ連絡してください。
  3. 使用規定時間を守ってください。
  4. 使用後は、“トンボ”かけ(野球場)、“ブラシ”“ローラー”がけ(テニスコート)を行い、施設を大切にあつかってください。
  5. タバコのスイガラ等は、責任をもって後始末を行なってください。
  6. 利用者は、使用目的以外の利用はしないでください。
  7. 使用の権利を他に譲渡したり、貸すことはしないでください。
  8. 持ってきたものは、持ちかえってください。(カン・ピン等)
  9. スポーツマンとしてルールを守ってください。

◎上記のことを守ってください。怠った団体には今後施設の利用を許可しないこともあります。

## 体力づくりの一

## II 体協のテーマ II

利用しておりますか

稲城市では、市営体育施設及びスポーツ広場を、市民の体育・クリエーションの振興と、体力の向上を図ることともに、市民の健診の保持増進のために利用いただき、よう施設を開放しております。また、稲城市立小・中学校の体育施設も学校教育に支障のない範囲で開放できるよう開放しております。

利用できる人は、市内に住んでいる人か、勤めている人です。なお、市立小・中学校の体育

設は、個人利用、団体利用に別れております。個人利用ができる体育馆は、一小・三小・四小・五小・六小・七小の各体育馆で午後六時三十分～午後九時までとなっております。

団体利用は、10名以上のスポーツ団体となり、少年団体は必ず成人の責任者が必要であり、利用の前に教育委員会へ登録が必要となります。

体育馆は、みんなの施設です  
次のことを行って楽しく利用いたしましよう。





